



宮 崎 県 公 報

平成25年 4 月 1 日（月曜日） 号外 第26号

発行・印刷 **宮 崎 県**

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 36,000円

目 次

告 示

○海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び関係地区又は地元

頁

地区 ----- （水産政策課） 1

告 示

宮崎県告示第 229号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第11条第 1 項の規定により、海面漁業の免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間、免許期間及び関係地区又は地元地区を次のとおり定める。

平成25年 4 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免許予定日
平成25年 9 月 1 日
- 2 申請期間
平成25年 5 月 1 日から平成25年 7 月19日まで
- 3 免許期間
 - ① 共同漁業権 免許の日から起算して10年間
 - ② 区画漁業権 免許の日から起算して 5 年間
 - ③ 定置漁業権 免許の日から起算して 5 年間
- 4 免許の内容たるべき事項及び関係地区又は地元地区別冊のとおり